

新旧対照表（コージェネレーションシステム割引契約約款）

| コージェネレーションシステム割引契約約款 旧 | コージェネレーションシステム割引契約約款 新 | 備 考 |
|---|--|-----------|
| <p>個別約款（コージェネレーションシステム割引契約）</p> <p>2019年10月1日</p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p> | <p>個別約款（コージェネレーションシステム割引契約）</p> <p><u>2021年12月1日</u></p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p> | <p>変更</p> |

| コージェネレーションシステム割引契約約款 旧 | コージェネレーションシステム割引契約約款 新 | 備 考 |
|---|--|-----------|
| <p>の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>（１）料金算定期間の末日が２０１９年９月３０日までに属する料金算定期間の料金</p> <p>（２）料金算定期間の末日が２０１９年１０月１日から２０１９年１０月３１日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p> <p>３．本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</p> <p>当社は、２０１９年９月３０日まで旧約款の適用があり、２０１９年１０月１日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>付帯契約条件未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した基準単位料金割引単価にもとづき算定いたします。</p> | <p>の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>（１）料金算定期間の末日が２０１９年９月３０日までに属する料金算定期間の料金</p> <p>（２）料金算定期間の末日が２０１９年１０月１日から２０１９年１０月３１日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p> <p>３．本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</p> <p>当社は、２０１９年９月３０日まで旧約款の適用があり、２０１９年１０月１日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>付帯契約条件未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した基準単位料金割引単価にもとづき算定いたします。</p> | <p>削除</p> |